施設（園）　の　概　要

本調査票の記入日：　令和　8　年　7　月　16　日

設置・運営主体 設置主体	社会福祉法人　檸檬会		
経営主体	同上		
施設（園）名	レイモンドあしびな一保育園	種別	保育所
所在地	〒　900-0012 住所　那覇市泊1丁目1-2第一生命安里ビル2階		
電　話	098-943-3790	ＦＡＸ	
E-mail	ashibina@lemonkai.or.jp	URL	https://www.lemonkai.or.jp/school/nursary/leimond-ashibina-hoikuen/
施設長氏名	具志堅　ゆかり		
調査対応担当者	知念　日和　（所属、職名：　主任　）		
利用定員	50　名	開設年	平成　29　年　4　月　1　日
開園時間	７：３０～１９：３０		

【職員の状況に関する事項】

①　職員体制（専門職については、追加・修正して入力して下さい）

	園長	主任	保育士	栄養士	調理師	子育て支援員	他
常勤	1　名	1　名	8　名	1　名	名	2　名	1　名
非常勤	名	名	3　名	名	1　名	1　名	名

	嘱託医						
常勤	名	名	名	名	名	名	名
非常勤	2　名	名	名	名	名	名	名

常勤職員数　14　名

非常勤職員数　5　名　（常勤換算　3.93　名）

（注）常勤換算計算式　　非常勤職員：それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数÷当該保育所の常勤職員が勤務すべき時間数。栄養士・調理員：調理業務を委託している場合には「委託」と記載。

非常勤職員数	5 人　（常勤換算　3.93　人）		
うち	保育教諭・保育士	（　3　）人	（常勤換算　1.00 人）
	保健師・看護師	（　　）人	（常勤換算　人）
	栄養士・調理員	（　1　）人	（常勤換算　人）
	その他	（　1　）人	（常勤換算　1.00 人）

前年度退職及び今年度採用の状況	採用	常勤：　1 名	非常勤：　名
	退職	常勤：　1 名	非常勤：　名
常勤職員（うち保育教諭・保育士・保健師・看護師）の平均年齢　34.8　歳　（　33.3　歳）			

② 前年度職員の研修実施・派遣状況　　参加人数：延べ　　228 名

・法人内研修
往還型オンライン研修:つながる保育、アート研修、乳児保育研修
オンライ研修:1年目保育研修、3年目フォローアップ研、リーダー研修　公開保育参加、マネージメント研修、調理研修
施設長研:管理職マネージメント研修、不適切サービスについて、パワーハラスメント、SEL
eラーニングコンテンツ:アレルギー予防、午睡中の事故防止、性教育、虐待予防、人権と保育ほか･･･
公開保育参加、他園見学、外部講師:アート研修etc…
小児救急、事故防止、感染症対策、保育計画、保幼こ小合同研修(通年)
オンライン研修:発達支援保育研修
他園との園交流、見学、

③ 期待する職員像（職員に求めている人材像や役割）

○共に生きる⇒光輝く太陽のように。希望に満ちて包み込み、ともに前進する
・報告・連絡・相談を通して、関係者と信頼関係を気づいている。
・メンバーの意見を否定せず、聞く姿勢がある。
○誠実に向き合う⇒澄み切った空のように。曇りのない想いで。偽りのない行動をとる。
・期日・規程・コンプライアンスを守り、業務を行っている。
○可能性を育てる⇒新緑の緑のように。個と事業の可能性を育てる。
・自身の業務範囲を把握し、技術・スキルを向上するための行動をとることが出来ている。
○自ら躍動する⇒燃える炎のように。楽しさを忘れずに、前向きに躍動する。
・何事も前向きに受け止めようとする姿勢がある。
・業務を最後まであきらめずにやりきることができる

【教育・保育の内容に関する事項】

① 理念・基本方針

♦わたしたちは保育を通して3つの心を育みます

・人、命を愛する心　・自然と共に生きる心　・想像（創造）する心

♦3つの方針

・乳児の育児担当保育　・つながる保育®　・大人がさりげなく手を差し伸べる保育

② 実施している事業

事業名	実施の有無	利用料
乳児保育　（6　ヶ月から）	☑有　□無	円／
延長保育	☑有　□無	300　円／　1時間/月
休日保育	□有　☑無	円／
障害児保育	☑有　□無	円／
一時保育	□有　☑無	円／
放課後児童健全育成事業	□有　☑無	円／
地域子育て支援センター	□有　☑無	円／
アレルギー等対応給食	☑有　□無	円／
その他（事業名：　）	□有　☑無	円／

（注）実施の有無についてﾁｪｯｸﾏｰｸを付し、月額保育料以外に利用料が必要な場合は利用料を記載する。
自主事業も含む。

【定員及び現在の利用者の状況】

	定　員	利用児童数	クラス数	１クラスあたり 平均児童数	１クラスあたり平均 保育教諭・保育士数
０歳児	6名	6名	1		2
１歳児	10名	10名	1		2
２歳児	12名	11名	1		2
３歳児	12名	11名	1		1.5 （支援児サポート体制有）
４歳児	7名	5名			
５歳児	3名	3名			
計	50名	46名	4	―	―

（注）１クラスあたり平均児童数は２クラス以上ある場合に記載。非常勤保育教諭等については常勤換算で計算。障害児保育等については、空欄にクラス名を記入して記載して下さい。

【施設の状況】

（１）建物面積 （認定こども園分）	123.31 ㎡	
	園児１人あたり	2.5 ㎡（計算式：建物延べ床面積合計÷定員）
（２）園庭面積	㎡	
	園児１人あたり	㎡（計算式：園庭面積合計÷定員）
（３）耐火・耐震構造	耐火	☑ １ はい　☐ ２ いいえ
	耐震	☑ １ はい　☐ ２ いいえ
（４）建築（含大改築）年　令和　　年		

教育・保育スペースの状況（保育室以外の教育・保育ができるスペース）

【苦情対応】

窓口設置　☑ あり　☐ なし

第三者委員の設置　☑ あり　☐ なし

【サービスの提供内容に関する特色】

① 健康管理

・入園児面談では健康状態、発育、発達、新年度には児童表記載を依頼する中で公的な検診受診、予防接種履歴などのヒアリング、記載確認を行います。
・アレルギー児の対応は主治医の指示のもと「主治医の意見書、アレルギー疾患生活管理指導表、アレルギー検査結果の提出等を求め経過を保護者様と共有しながら園生活を過ごして頂いております
・感染症等に関しては厚労省のマニュアル、行政の指示に合わせ、法人独自のマニュアル基準をもとに園内環境等も精査し職員周知理解を深め合いながら予防と対策また健康管理に努めています。

② 食事

・自演調理を実施、献立は本部（和歌山）の管理栄養士考案で各地の郷土料理を献立に取り入れたり基本和食中心の献立となっています。（郷土料理、世界の料理を月1回ずつ提供中）
・乳児は食事を含めた日課を大切にしながら食事をとる場所、姿勢環境等にも十分な配慮を行う、安心安全で集中して食事が取れる環境づくりが大切な保育と養護の一環だと丁寧に進めている。
・毎日、食材の一部を毎朝少しずつ保育室に分けてもらい掲示。子どもたちが自由に手に取り触れ五感でたのしみながら食、食材への興味へとつながる環境づくりを継続している。
・法人全体で保護者様へ年２回の嗜好調査アンケートをお願い試食への興味関心、また法人の取り込みも知って頂く取り組みも行っている。

③ 地域との交流

【地域の福祉ニーズ・背景】
・近年、家庭環境や養育環境の多様化に伴い、児童相談所や警察、子育て支援機関等と連携しながら見守りを必要とする家庭が増加しています。また、保護者自身のメンタルヘルスへの支援や、若年で出産・子育てを担う家庭への支援など、保育所に求められる役割も広がっています。子どもの育ちを支えるためには、子どもだけでなく家庭全体を見据えた継続的な支援と多機関との連携が重要です。また保護者が安心して子育てに向き合える関係づくりも保育園の大切な役割であると感じます。
【具体的な取組】
・児童相談所、警察、行政、子育て支援センター等の関係機関と連携しながら、子どもと家庭の見守りを行っています。また、日々の送迎時の対話や個別面談を通して保護者との信頼関係を築き、早期の気づきと支援につなげています。

④ 施設の公開・見学

法人内での園見学や交流は毎年実施。2025年度は県内の他法人さんとの交流と繋がりを多く頂くことができお互いの施設の公開、見学を実施、そのつながりから保育環境の学び合いを行う合同職員会を実施、法人の枠を超えた学び合いと交流を実施。
保幼こ小の連携の大切さと継続を実施公開保育や授業、連絡協議会に参加などをしながら「まるっと見学」という名目で校区内を中心とした保育園、こども園、小学校の先生方への公開見学も実施中。

⑤ ボランティアの受入

・前年度におけるボランティアの受け入れ数（延べ人数）　（　4　）名

⑥ 実習生の受け入れ

・前年度における実習生の受け入れ数（実数）　（　1　）名

【 事業所の特色など 】

（受審に際して評価調査者にアピールしたいこと）

あしびな一保育園では、「安心して〝ここにいていい〟場所」であることを大切にしています。
子ども一人ひとりの思いや気付きを丁寧に受け止め、大人が答えを与えるのではなく、共に考え、育ちを支える保育を実践しています。異年齢児保育の中で育まれる憧れや思いやり、自然との関わりの中で生まれる発見や感動を大切にし、子どもが主体的に遊び、学び、生きる力を育んでいます。また、保育の質向上のために職員同士が対話を重ね、子どもの姿を共有しながら保育を振り返る文化づくりに取り組んでいます。子どもだけでなく、保護者や職員も「安心して自分らしくいられる場所」を目指し、地域とともに育ち合う保育園づくりを進めています。

【第三者評価の受審状況】

評価実施期間	訪問調査	令和8年7月16日～17日
	評価結果確定日	令和8年9月18日
受審回数	2回目	
前回の受審年度	（　令和2年度　）	

【 総評 】

◇特に評価の高い点

1.子どもの権利擁護、一人ひとりのこどもを受容者し、こどもの状態に応じた教育保育を行い、こどもの不適切な関わりの防止に取り組んでいる。

子どもの権利擁護と状態に応じた保育については、法人方針に基づき「人権を大切にする保育」を掲げ、子どもの権利擁護を徹底している。不適切な関わりを防止するため、マニュアルやフローチャートの整備、内部通報制度の周知を行うとともに、見通しの良い環境構成や研修、セルフチェックを通じて未然防止に努めている。一人ひとりのこどもを受容する関わりとして、保護者からの丁寧な聞き取りや日々の会話を通じて家庭と連携し、成長過程を把握している。こどもと目線を合わせ、穏やかな声量で話しかけることを徹底している。また、気持ちを否定せず受け止め、言葉や仕ぐさから想いを汲み取って心の安全基地となる信頼関係を築いている。こどもの状態に応じた関わりでは、「やりたい」「やりたくない」という主張を尊重して寄り添い、選択肢を示して自己決定を促している。セルフチェック等を活用して保育を振り返り、急かす言葉や不必要な制止を避け、一人ひとりの行動ペースに合わせた質の高い関わりを実践している。

2.環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開が十分に行われている。

環境を通した保育と養護・教育の一体的な展開として、空調や換気の管理をはじめ、午睡時の照明調整や静かに過ごせるスペースの配置など、こどもが快適に過ごせる室内環境を整えている。安全面に配慮した家具の選択や動線の工夫を行うとともに、各種遊びに没頭できるコーナー構成や自然・多様な素材に触れられる環境を整え、こどもの主体的な活動を促している。養護と教育の一体的な展開としては、育児担当制や少人数保育を取り入れ、特定の保育士との応答的な関わりを通して愛着関係と心の安全基地を形成している。排泄や食事、着脱などの基本的生活習慣の確立においては、一人ひとりの発達段階に応じたスモールステップで援助を行い、こどもの意欲を尊重しながら自主性と自立心を育んでいる。さらに、異年齢保育や障害児保育を通じ、多様なこども同士が共に育ち合う環境を整えている。長時間保育での居心地の良い居場所の確保や、小学校訪問・合同研修をはじめとするスムーズな就学接続にも取り組み、家庭や地域と連携した総合的な教育保育を実践している。

3.子育て支援として、家庭との緊密な連携ができている。

送迎時の対話やSNS、各種だよりを通して園の状況を細やかに伝えている。連絡帳やドキュメンテーションの掲示により日々の様子を共有し、懇談会や離乳食体験などの行事を通して保護者の理解を深めている。エントランスには子育て支援情報や献立表を掲示し、写真購入などの便宜も図っている。第三者評価のアンケートでは職員への信頼やプライバシー保護で高い評価を得ており、家庭と緊密に連携している。

◇改善を求められる点

1.保育園が位置する地域の保育ニーズや潜在的利用者に関する把握・分析が望まれる。

事業経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析については、法人全体の園長会や定例会で社会福祉事業全体の動向を把握している。法人の管理職による会議において保育の動向や経営方針等分析し明示され、施設運営に対応している。法人本部で保育のコスト分析を行い、月次報告を受けている。現在の利用者は保育園の近隣居住者だけでなく他の地域等から保護者の勤務地や通勤途中にある施設として利用されている。
保育園が位置する地域における利用者等のニーズや潜在的利用者に関するデータを収集する等の把握分析が望まれる。

2.事業計画の主な内容の保護者への周知が望まれる。

事業計画の保護者への周知については、園だよりにその月の研修や日程、会議等を記載して周知している。
事業計画の主な内容を保護者等が理解しやすいように工夫し資料を作成し、保護者等に説明することが望まれる。

【第三者評価結果に対する事業者のコメント】

今回、開園10年目という節目に第三者評価を受審しました。これまでの日々を振り返りながら、私たちが大切にしてきた保育や園づくりを、専門的・客観的な視点から改めて見つめる貴重な機会となりました。アンケートを通して率直な声を届けてくださった保護者の皆様、そして丁寧な対話を重ねながら、私たち自身では気づきにくくなっていたところまで問いかけてくださった評価調査者の皆様に、心より感謝申し上げます。

評価を通して、子ども一人ひとりを尊重する保育や、職員が共に考え、対話しながら育んできた園の強みを改めて確認することができました。同時に、日々を積み重ねてきたからこそ「当たり前」になり、見えにくくなっていた課題にも気づかせていただきました。
中でも、安全・安心について改めて深く考える機会となったことは、今回の受審で得た大きな学びの一つです。マニュアルやルールを整えることだけをゴールとせず、「何のために大切なのか」を職員一人ひとりが理解し、自ら考え、声を掛け合い、日々の行動につなげられること。その積み重ねが、子どもたちの命と育ちを守る園の文化になると考えています。
第三者評価は、私たちにとって「評価をいただいて終わるもの」ではなく、これまで大切にしてきたものを確かめ、これからを考える新たな出発点となりました。いただいた言葉を職員一人ひとりとの対話につなげ、強みはさらに育み、課題には丁寧に向き合ってまいります。
これからも、子どもたち、保護者の皆様、そしてここで働く職員にとって、「安心してここにいていい」と感じられる場所であり続けられるよう、あしびな一らしい園づくりを一歩ずつ進めてまいります。

福祉サービス第三者評価　保育所版　自己評価

項　目	評価結果

Ⅰ　福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1　理念・基本方針

Ⅰ-1-(1)　理念、基本方針が確立・周知されている。

1	①　理念、基本方針が明文化され周知が図られている。			a
判断基準	a	法人（保育所）の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。		
	b	法人（保育所）の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。		
	c	法人（保育所）の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	
	○	2	理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	
	○	3	基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	
	○	4	理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	
	○	5	理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。	
	○	6	理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
	○	7	（保育所）理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。	
コメント	■取組状況 3年前から理念や基本方針を変更し、法人理念や保育理念、保育方針、保育目標をホームページで公開するとともに入園のしおりに記載している。パンフレットにも保育理念や法人理念が明記されている。法人理念は性別や年齢、国籍、障がいの有無を超えて一人一人が尊重され、誰もが人生を楽しみ躍動する機会が得られる社会づくりを事業を通して実現することと説明されている。基本方針は「共に生きる」「誠実に向き合う」「可能性を育てる」「自ら躍動する」の4つの柱を掲げ、職員の行動規範となっている。職員への周知として、入職時に「VIJYON MAP」と「POLICY BOOK」の2冊の冊子を配布し、研修会を実施している。保護者等に対しては重要事項説明書や園だよりへの掲載、園内掲示により周知している。			

項　目				評価結果
Ⅰ-2　経営状況の把握				
Ⅰ-2-(1)　経営環境の変化等に適切に対応している。				
2	①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。		b
判断基準	a	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。		
	b	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。		
	c	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	
		2	地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	
		3	こどもの数・利用者（こども・保護者）像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（保育所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	
	○	4	定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。	
コメント	■取組状況 事業経営を取り巻く環境や経営状況の把握・分析について、法人全体の園長会や定例会で社会福祉事業の動向を共有し把握している。法人の管理職11人による会議において保育の動向や経営方針等を分析し、施設運営に対応している。法人本部でコスト分析を行い、月次報告を受けている。利用者の推移や利用率等は3ヶ月毎に法人本部から報告がある。利用者は近隣居住者だけでなく、保護者の勤務地や通勤途中にある施設として他地域からも利用されている。 ■改善課題 保育所が位置する地域における子どもや保護者等のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集する等の把握・分析が望まれる。			
3	② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。			b
判断基準	a	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。		
	b	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。		
	c	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	
	○	2	経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。	
	○	3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	
		4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	
コメント	■取組状況 園長が経営課題を明確にし、取り組みを進めており、利用者の推移や利用率等は3ヶ月毎に法人本部から報告を受けている。園の改善課題として「人員確保」「幼児クラスの安定的な園児確保」「夏場の外遊び」が明示されている。人員確保は関係部署と共有し全体会議で職員に周知している。課題解決に向けて、幼児クラスの園児確保に関しては保護者アンケートの結果に基づいて5歳児の受け入れ等を実施している。 ■改善課題 「人員確保」「夏場の外遊び」等の経営課題の解決・改善に向けて具体的な計画や取組が望まれる。			

項　目				評価結果
Ⅰ-3　事業計画の策定				
Ⅰ-3-(1)　中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。				
4	①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。		b
判断基準	a	経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。		
	b	経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していなく、十分ではない。		
	c	経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	
	○	2	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	
	○	3	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
		4	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	
コメント			■取組状況 中・長期的なビジョンを明確にした計画の策定について、法人として中期ビジョンを明確にした計画が策定され、実現に向けた課題と目標が設定されている。園独自の中・長期経営計画書（2025～2029）も策定されている。計画には経営戦略の3つの柱として、保育の質と透明性、地域社会との共生、自律型管理体制の確立が掲げられ、経営品質目標や評価指標を明示することで、実施状況の評価が行える内容となっている。 ■改善課題 園独自の中・長期計画は、ビジョンも明確にした上で策定されているが、各年度ごとの事業（施設整備や運営面も含めた）と収支計画の策定、および見直しの取り組みが望まれる。	
5	②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。		a
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。		
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。		
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	
	○	2	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	
	○	3	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	
	○	4	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
コメント			■取組状況 単年度の事業計画は、法人の理念や基本方針が明示され、施設目標や全体方針、重点施策、KGI（重要目標達成指標）を明示した具体的内容となっている。事業計画にはサービス、運営、人材育成、会計の各視点の項目が表示され、具体的方法や課題、役割分担、中間（10月）と年度末の評価欄を設定し実施状況を評価できる内容となっている。中長期計画の戦略としてドキュメンテーション部の設置が明記され、実際に活動を展開している。 ■改善課題 単年度の計画は中・長期計画内容を反映した具体的内容の明示に期待したい。	

項　目					評価結果
Ⅰ-3-⑵ 事業計画が適切に策定されている。					
6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。				b
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。			
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。			
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。			
	n	わからない、判断できない。			
着眼点	○	1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。		
	○	2	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。		
	○	3	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。		
	○	4	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。		
	○	5	事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等が）されており、理解を促すための取組を行っている。		
コメント	■取組状況 事業計画の策定と評価について、1月に現年度計画の見直しと法人方針に基づき全職員で課題抽出し、リーダーによる計画案の作成や全体会議を経て3月に理事会で決定し、3月末に全体会議により職員へ周知している。施設目標や重点施策等は設定内容が見直され、今年度目標は「KANNSEI」となっている。定性目標等の項目設定に変更はないが、課題や実施方法は毎年見直されている。事業計画の見直しや職員への周知の取り組みについて、着眼点4や着眼点5の職員の自己評価結果では75％の職員が実施していると評価している。 ■改善課題 事業計画の実施状況の手順を作成し、手順に基づいた実施状況の把握が望まれる。				
7	② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。				b
判断基準	a	事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。			
	b	事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。			
	c	事業計画を保護者等に周知していない。			
	n	わからない、判断できない。			
着眼点	○	1	事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。		
		2	事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。		
	○	3	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。		
		4	事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。		
コメント	■取組状況 事業計画の保護者等への周知については、保護者に配布する園だよりに、その月の研修日程や会議日程等についても記載して周知されている。SNSで職員の研修の様子も公表している。 ■改善課題 事業計画の主な内容を保護者等が理解しやすいように工夫した資料を作成し、保護者等に説明することが望まれる。				

項　目				評価結果
Ⅰ-4　福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組				
Ⅰ-4-(1)　質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。				
8	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。			a
判断基準	a	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。		
	b	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。		
	c	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。	
	○	2	保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。	
	○	3	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	
	○	4	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	
コメント	■取組状況 保育の質の向上に向けた組織的な取組については、法人として年1回、自主点検チェックシートに基づいて自己評価を実施保育の質の向上に向けた組織的な取り組みについて、法人として年1回、自主点検チェックシートによる自己評価を実施し、園長と法人のエリア担当者が分析・検討を行っている。保育内容については「保育の振り返り指針」が作成されている。年齢別に保育環境評価スケールから毎年3項目を評価し、グループや全体会議で検討して改善結果を公表している。また、本部安全部による保育評価スケールや、携帯電話を利用した年3回の職員満足度調査が本部管轄で実施され結果が報告されている。第三者評価は今回で2回目の受審である。			
9	② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。			b
判断基準	a	評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。		
	b	評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。		
	c	評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	
	○	2	職員間で課題の共有化が図られている。	
	○	3	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	
	○	4	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	
		5	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	
コメント	■取組状況 評価結果に基づく課題の明確化と改善策の実施について、自主点検チェックリストを用いた自己評価の結果を法人本部に提出している。チェックリストには改善に取り組むべき事故再発防止の検討会議を8月に予定することが記載されていたが、同会議は実施されず園外散歩のマニュアル検討が行われている。保育内容については、保育環境評価スケールの評価結果に基づき、リーダー会議や正職員会議を経て改善や取り組みについて検討している。 ■改善課題 各種自己評価は実施されているが、集計分析の結果から課題を抽出し、改善の取り組み及び責任体制の確認、及び必要に応じて改善計画の見直しが望まれる。			

項　目				評価結果
Ⅱ　組織の運営管理				
Ⅱ-1　管理者の責任とリーダーシップ				
Ⅱ-1-(1)　管理者の責任が明確にされている。				
10	①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。		a
判断基準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。		
	b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。		
	c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	
	○	2	施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。	
	○	3	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	
	○	4	平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	
コメント			■取組状況 園長の役割や責任の職員への表明と理解について、運営管理規程に規定され職務分担表に記載して会議や研修等により職員へ周知している。今年度も職員用冊子を作成し、園名やクラス名に込めた想い、法人理念、施設目標である「KANSEI」の方針と取り組みを明確にしている。自らの役割と責任については毎月の園だよりで園長挨拶を掲載し保護者等にも表明している。有事における園長の役割と責任については、職務分担表に園長不在時の主任による代行が明記されている。	
11	②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。		a
判断基準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。		
	b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。		
	c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。	
	○	2	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	
	○	3	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	
	○	4	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	
コメント			■取組状況 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みについて、法令遵守規程により法人の事務局長を責任者、園長を副責任者と定めている。就業規則には利害関係者との適正な関係保持等が明記されている。法人の施設長会議で労働基準法等の研修を受講し、研修資料等は職員に会議等で周知するとともに、年5日以上の有給休暇取得状況等をシステムで把握している。SDGsの取り組みのほか、園長はハラスメント防止等の研修を職員と受講し、遵守すべき法令等については全体職員会議で周知している。	

項　目				評価結果
Ⅱ-1-(2)　管理者のリーダーシップが発揮されている。				
12	①　保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。			a
判断基準	a	施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。		
	b	施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。		
	c	施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	
	○	2	施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	
	○	3	施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
	○	4	施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	
	○	5	施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	
コメント	■取組状況 保育の質の向上への取り組みと指導力の発揮について、年1回、自主点検チェックリストによる園全体の自己評価を実施している。保育内容については毎年「保育環境評価スケール」により評価し、リーダーを中心に検討して職員の意見を反映させ課題解決に取り組んでいる。園長はグループ会議への参加やリーダーへのヒアリング、職員との直接面談により意見を聴取している。職員研修については往還型研修として乳児や幼児保育等を代表が履修し、職種別研修として調理員研修、階層別研修として2年目職員や主任、主幹等を受講させている。			
13	②　経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。			a
判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。		
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。		
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	
	○	2	施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	
	○	3	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	
	○	4	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
コメント	■取組状況 経営改善や業務の実効性を高める取り組みについて、法人本部から財務等の分析報告を受け、年4回の意識調査を実施し働きやすい環境整備に取り組んでいる。ICTを活用し出退勤や各種マニュアルの共有を行うほか、毎月の保育料をアプリで納入し園で現金を取り扱わない仕組みとしている。「手ぶら登園」としておむつやおしりふきの定額利用サービスを導入し、保護者の準備負担軽減や職員の日中の保育の軽減に対応している。ICT活用等の担当者は主任が務め、職員と保護者へ活用方法等の説明等を行っている。早番担当の固定や延長保育・リーダー会議の残業対応等で業務の実効性を高めている。昨年は出向で対応した調理員について、今年度は調理員資格を持っている支援員を調理員に配置換えして対応するなど経営改善に取り組んでいる。組織内の体制としてリーダー会議を開催し自らも活動に参加している。			

項　目				評価結果
Ⅱ-2　福祉人材の確保・育成				
Ⅱ-2-(1)　福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。				
14	①　必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。			b
判断基準	a	保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。		
	b	保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。		
	c	保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	
		2	保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	
		3	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。	
	○	4	法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。	
コメント	■取組状況 必要な福祉人材の確保・定着等に関する計画の確立と取り組みについて、法人の指針に人材育成の方針が明記されている。法人制度として、スキルアップを応援するまなびサポート制度やブロック制度、メンター制度がある。まなびサポート制度では、対象資格を100件程度計上して順次追加しており、資格取得後に支援金を支給している。実際にも子育て支援員や離乳食・幼児食等についての資格取得者がいる。職員採用については、ハローワークや法人本部からの紹介が主体となっている。 ■改善課題 必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画の作成、および計画にもとづいた人材の確保が望まれる。			
15	②　総合的な人事管理が行われている。			a
判断基準	a	総合的な人事管理に関する取組がされている。		
	b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。		
	c	総合的な人事管理を実施していない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。	
	○	2	人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。	
	○	3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	
	○	4	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	
	○	5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	
	○	6	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。	
コメント	■取組状況 総合的な人事管理の実施について、「VISION MAP」や人事制度ハンドブックの配布により、期待する職員像や各等級の職位、役割や求められる能力を示している。職員は年2回目標カードで自己振り返りを行い、施設長面談を経て評価し法人へ報告している。処遇は査定会議で評価され、各園から1人を推薦するMVP表彰制度もある。職員満足度調査は年3回実施され、結果が報告されている。資格取得時には支援金が支給される。管理職登用試験があり、今年度サブマネージャー1人が合格し現在3人、マネジャー1人が在職している。職員を支援するまなびサポート制度では主任が障害者支援のためのサービス管理責任者の資格取得に取り組むなど、職員が自ら将来の姿を描くことができる総合的な仕組みがある。			

項　目				評価結果
Ⅱ-2-⑵　職員の就業状況に配慮がなされている。				
16	①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。		a
判断基準	a	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取組んでいる。		
	b	職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。		
	c	職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	
	○	2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	
	○	3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	
	○	4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。	
	○	5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	
	○	6	ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	
		7	改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	
	○	8	福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	
コメント			■取組状況 職員の就業状況や意向の把握と働きやすい職場づくりについて、労務管理責任者は園長が務めている。有給休暇や時間外労働はアプリで申請して園長が承認し、法人本部で管理され3か月ごとに報告されている。年1回の健康診断のほか、法人本部と労働組合の双方に相談窓口を設置している。全職員が労働組合に加入し、退職共済制度や被服費支給など総合的な福利厚生を実施している。テレワーク勤務規程や産休・育休明けの時短勤務のほか、「家族の記念日休暇」や「インクルージョン休暇」等の特別休暇を設定し週休2日制や連休取得を奨励している。職員からは休みが取りやすく働きやすいとの評価があり、早番や遅番への変更要望にも柔軟に対応するなど、働きやすい環境整備に取り組んでいる。 ■改善課題 就業規則のハラスメントの禁止の項目（妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント）について修正やカスタマハラスメントの追加記載、および就業状況等改善に関しては具体的な計画に基づいて実施することに期待したい。	

項　目				評価結果
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。				
17	①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。		a
判断基準	a	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。		
	b	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。		
	c	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	
	○	2	個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。	
	○	3	職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。	
	○	4	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	
	○	5	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	
コメント			■取組状況 職員一人ひとりの育成に向けた取り組みについて、「VISION MAP」に期待する職員像を明記し、目標カードを作成している。目標カードは年2回、9月と2～3月にリーダーや園長との面談を行っている。個人の目標は役割目標と自己啓発目標を期限付きで設定し、情意考課により積極性と協調性、規律性、責任感を自己評価する仕組みがある。設定した目標は毎月の職員会議でリーダーと共に振り返り、進捗状況を確認したうえで年度末の面談で目標達成度を確認している。	

項　目				評価結果
18	②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。		b
判断基準	a	保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。		
	b	保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。		
	c	保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点		1	保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	
	○	2	現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	
	○	3	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	
	○	4	定期的に計画の評価と見直しを行っている。	
	○	5	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	
コメント			■取組状況 職員の教育・研修に関する方針や計画の策定と実施について、年間研修計画を作成している。現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、キャリアアップ研修受講履歴一覧表を作成し、必要な専門技術や資格を明示している。昨年度は行政の専門研修のほか、調理員や看護師等の職種別、1～3年目や主任等の階層別、メンバーシップ研修や往還型研修を毎月実施した。今年度も「つながる保育」等の法人研修を毎月計画している。施設内研修ではeラーニングシステムを利用し、アレルギー予防やSIDS防止、事故・ヒヤリハットの記載方法、性教育、感染症、人権等多数の研修を計画している。受講後は自己評価を行い、オンラインディスカッションを経て見直しを行っている。 ■改善課題 研修計画に「期待する職員像」の明記が望まれる。	
19	③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。		a
判断基準	a	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。		
	b	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。		
	c	職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	
	○	2	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	
	○	3	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	
	○	4	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	
	○	5	職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	
コメント			■取組状況 職員一人ひとりの教育・研修の機会の確保について、知識や技術水準、資格取得状況を履歴書等で把握している。新任職員には新人研修やプログラムを活用したOJTを実施している。2年目や主任等の階層別、職種別、テーマ別の研修を実施し、習熟度に応じた指導を行っている。外部研修の情報は園長が職員会議で周知し、受講者の選任が必要な場合は主任と協議して一人ひとりが教育・研修の場に参加できるよう配慮している。eラーニングシステム等を活用した受講制度が充実しており、職員の意欲に応じて多種多様な研修受講や資格取得が可能な環境を整えている。	

項　目				評価結果
Ⅱ-2-(4)　実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。				
20	①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。		a
判断基準	a	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。		
	b	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。		
	c	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	
	○	2	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	
	○	3	専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	
	○	4	指導者に対する研修を実施している。	
	○	5	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	
コメント			■取組状況 実習生等の育成姿勢として「保育者養成、施設としての活性化・学びの場、保育への理解者を増やす」ことをマニュアルに明記している。こども理解を深めるため、クラス配置や記録用紙の書き方指導等、職種の特性に配慮したプログラムを用意し、オリジナル様式は学校の承諾を得て使用している。指導者向けには環境整備の園内研修を行い、主任が職員へ情報共有や指導のあり方を伝えている。実習生受け入れに際してはオリエンテーションを実施し、守秘義務等の誓約書やはしかの予防接種済証等を提出させている。主任は学校と連携し、実習内容の調整や電話連絡、訪問受け入れ等を担っている。	

Ⅱ-3　運営の透明性の確保

Ⅱ-3-(1)　運営の透明性を確保するための取組が行われている。

21	①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。		a
判断基準	a	保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。		
	b	保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。		
	c	保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	
	○	2	保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。	
	○	3	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。	
	○	4	法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。	
	○	5	地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	
コメント			■取組状況 運営の透明性を確保するため、ホームページに法人・保育理念や基本方針、保育内容、決算情報等を公開している。第三者評価結果や苦情・相談体制等はエントランスへの掲示やファイリング等で公表し、改善状況は園だよりでも公表している。主任は地域のサロンや協議会でパンフレットや、卒園式および公開保育のポスターを配布して説明を行っている。また、「子どもたちの豊かな育ちを一緒に見つめてみませんか？」と記載した園のポスターは近隣の小学校やこども園にも配布している。	

項　目				評価結果
22	②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		a
判断基準	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		
	b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。		
	c	公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	
	○	2	保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	
	○	3	保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	
	○	4	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	
コメント			■取組状況 公正かつ透明性の高い経営・運営のため、就業規則に取引先からの金品受領禁止や私的利益の甘受否定等を規定し、運営規程や事務分担表等で権限及び責任を明確にして職員に周知している。事務・経理等については法人内の施設長同士による相互チェック体制を整え、毎年の監事監査を実施している。また、内部監査で指摘された保護者対応に関する研修を実施するほか、法人については独立監査人による外部監査も受けている。	

Ⅱ-4　地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1)　地域との関係が適切に確保されている。

23	①	こどもと地域との交流を広げるための取組を行っている。		a
判断基準	a	こどもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。		
	b	こどもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。		
	c	こどもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	
	○	2	活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。	
	○	3	こどもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	
	○	4	保育所やこどもへの理解を得るために、地域の人々とこどもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。	
	○	5	個々のこども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	
コメント			■取組状況 地域との交流に向け、全体的な計画に「地域や園の伝統や文化にふれ、創造の心の芽生えを育む」と明記している。エントランスには那覇市子育て応援ガイドや病児保育、こども食堂、体罰禁止や児童相談所虐待対応ダイヤル189のポスター等を掲示し地域情報を提供している。地域支援として未就園の親子対象に「りっかりっかあしびなあ」を年4回実施し、親子や職員で地域のゴミ拾いに参加した事例もある。卒園式には地域へ呼びかけ学童クラブ等から数十名が参加している。3～5歳児は勤労感謝の日に業者へ感謝を伝え12月に郵便局で年賀状を購入している。また、ニーズに応じファミリーサポート等の利用を推奨している。。 ■改善課題 こどもの個別的状況に配慮し、地域の行事や活動等への更なる参加についての検討に期待したい。	

項　目				評価結果
24	②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。		a
判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。		
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。		
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	
	○	2	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。	
	○	3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	
	○	4	ボランティアに対してこどもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	
	○	5	学校教育への協力を行っている。	
コメント			■取組状況 保育業務マニュアルにボランティア受け入れの意義として施設の活性化や学びの場の創出、保育への理解者を増やすことを記載し、全体的な計画にも近隣の中高生等との交流や業務理解を深める旨を明記している。主任が担当として専門学校や中学校との調整やオリエンテーションを実施し、守秘義務誓約書やはしかの予防接種済証等を提出させている。受け入れについて保護者へは園だよりで周知し、こどもたちへは前日や当日のサークルタイムで伝えている。 ■改善課題 ボランティア受け入れマニュアルに、地域の学校教育等への協力及び中学生に対するはしか予防接種済確認についての追記に期待したい。	

項　目				評価結果
Ⅱ-4-(2)　関係機関との連携が確保されている。				
25	①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。		a
判断基準	a	こどもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。		
	b	こどもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。		
	c	こどもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	当該地域の関係機関・団体について、個々のこども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	
	○	2	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	
	○	3	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	
	○	4	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	
	／	5	地域に適当な関係機関・団体がない場合には、こども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	
	○	6	（保育所）家庭での不適切な養育（虐待）等が疑われるこどもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。	
コメント			■取組状況 エントランスに子育て応援ガイド等を掲示し、事務所内には児童相談所等の関係機関の連絡先リストを掲示して職員間で共有している。園長は那覇市社会福祉法人園長会等に参加し、主任はなはまちサロンやまちづくり協議会に参加している。要支援児については児童デイサービス相談員との協議の場を3～4か月毎に設定している。保幼こ小連携の一環として公開保育で5日間の園見学を企画し、地域に参加を促している。小学校区の自主防災組織立ち上げ準備会に主任が参加し、被災時における幼児の受け入れについても検討している。前回の第三者評価受審後に園長が研修講師を務め園見学を受け入れている。虐待等が疑われる場合は関係機関と連携する体制を整えている。 ■改善課題 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向け協働した具体的な取組の継続的な実施に期待したい。職員の43.8％が「わからない、判断できない」と回答しており、関係機関等との連携に関する職員への周知も期待したい。 着眼点5は、地域に適当な関係機関があり、対象外とする。	

項　目				評価結果
Ⅱ-4-(3)　地域の福祉向上のための取組を行っている。				
26	①	地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。		b
判断基準	a	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。		
	b	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。		
	c	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	
	○	2	（保育所）保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	
	○	3	（保育所）地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	
コメント			■取組状況 地域の福祉ニーズ把握に向け、学童クラブや公民館職員、民生委員・児童委員、学校PTA役員等で構成するまちづくり協議会に主任が毎月参加してニーズ把握に努め、地域の安全面や不審者等の情報を得ている。かりゆしのつどいやりっかりっかあしびなあの実施や子育て相談に応じることを地域に発信しており、児童館での出張保育所で未就園児の保護者からの相談に応じ、入園につながった事例がある。 ■改善課題 民生委員・児童委員等の定期的な会議への参加が望まれる。職員の43.8％が「わからない、判断できない」と回答しており、地域の福祉ニーズを把握するための取組に関する職員への周知も望まれる。	
27	②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。		b
判断基準	a	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。		
	b	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。		
	c	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動（地域のこどもの育成・支援、こどもの貧困への支援等）を実施している。	
	○	2	把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	
	○	3	多様な機関や地域住民等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	
	○	4	保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	
	○	5	地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	
コメント			■取組状況 地域の福祉ニーズとして家庭環境や養育環境の多様化に伴い見守りを要する家庭の増加等を把握し、フードバンクへの食材提供やこども服等の提供を行っている。事業計画に各種イベント実施を明示してチラシで参加を呼びかけ、行政と連携した月2回の公園清掃に園児や保護者、職員が参加している。出張保育所では未就園児保護者の相談に応じている。小学校区の自主防災組織立ち上げ準備会に主任が参加し、被災時における幼児の受け入れについて、園として食事の提供が可能で、オムツや幼児用玩具・トイレ等もあり、災害用トイレも準備していることを伝えている。 ■改善課題 かりゆしのつどいやりっかりっかレイモンド等のイベントの継続的な実施により、地域の子育てを担っている家庭への更なる支援が望まれる。職員の62.5％が「わからない、判断できない」と回答しており、地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動に関する職員への周知も望まれる。	

項　目				評価結果
Ⅲ　適切な福祉サービスの実施				
Ⅲ-1　利用者本位の福祉サービス				
Ⅲ-1-(1)　利用者を尊重する姿勢が明示されている。				
28	①	こどもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。		a
判断基準	a	こどもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。		
	b	こどもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。		
	c	こどもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	理念や基本方針に、こどもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	
	○	2	こどもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	
	○	3	こどもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。	
	○	4	こどもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。	
	○	5	こどもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	
	○	6	(保育所)こどもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。	
	○	7	(保育所)性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。	
	○	8	(保育所)こどもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。	
コメント			■取組状況 法人理念に「ソーシャルインクルージョンの実現」を、保育理念に「人、命を愛する心、自然とともに生きる心、創造(想像)する心」を明示している。こどもを尊重した保育の理解や実践に向けて毎月の動画研修やテストを実施し、職員は毎年、保育の自己評価を行いセルフチェックと所作目標を年2回、グループワークで振り返っている。健康診断や虐待防止のマニュアルに、人権尊重の姿勢が明記されている。保育業務マニュアルにもこどもの権利条約や羞恥心への配慮を定め、乳児の育児担当制や排泄失敗時の丁寧な対応、配慮した着替え場所の確保に取り組んでいる。園長は禁止語・命令語を使わないことや丁寧な呼称を指導し、遊び内容を分けない環境設定や「さん」付け呼びで性差による固定観念にとらわれない配慮した対応を徹底している。また、いのちと平和、家族について考える期間(5月8日～6月23日)を設け、保護者コメントと写真をラミネート展示して卒園時にアルバムとして渡す取組や、異年齢保育等でお互いを尊重する心を育み、研修内容を園だよりで発信している。給食では毎月、郷土食や世界の料理を提供している。	

項　目				評価結果
29	②	こどものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。		a
判断基準	a	こどものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、こどものプライバシーに配慮した保育が行われている。		
	b	こどものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、こどものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。		
	c	こどものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	こどものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	
	○	2	規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した保育が実施されている。	
	○	3	一人ひとりのこどもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、こどものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。	
	○	4	こども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。	
コメント			■取組状況 こどものプライバシー保護に配慮した保育の実施について、健康診断や虐待防止のマニュアルにプライバシー保護の姿勢が明記され、保育業務マニュアルに排泄やシャワー、着脱時の配慮事項を0歳児から明示している。性教育等の園内研修で理解を図り、排泄失敗時は「きれいにしようね」と心を傷つけない言葉かけをしている。シャワー後に裸で保育室に入らないことや下半身から着替える指導、衣類の個人カゴ管理を行い、トイレのドア設置やパーテーションの使用でおむつ交換や着替え、昼寝時に周りから見えない工夫や一人になれる場所を確保している。こどもにはプライベートゾーンや身体の大切さ、相手が嫌がることはしない旨を繰り返し伝え、保護者には研修内容を園だよりで周知している。	
Ⅲ-1-(2)　福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。				
30	①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。		a
判断基準	a	利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。		
	b	利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。		
	c	利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。	
	○	2	保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	
	○	3	保育所の利用希望者については、個別にていねいな説明を実施している。	
	○	4	見学等の希望に対応している。	
	○	5	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	
コメント			■取組状況 利用希望者に対する情報提供として、ホームページで理念、保育内容や特性等を紹介している。「入園のごあんない」や「なんだろうのその先へ」、8cm四方のポリシーカード等の資料を用意し、さりげなく手をさしのべる保育などをイラストやQRコードを用いてわかりやすく紹介し、近隣児童館へ配布している。見学はホームページでも受け付け、11時から実施することでこどもたちの遊びや食事の光景、育児担当保育等の実際の場面を見ながら、資料を配布して園長や主任が説明している。各種資料は毎年見直している。	

項　目				評価結果
31	②	保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。		b
判断基準	a	保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。		
	b	保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。		
	c	保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。	
	○	2	保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。	
	○	3	説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。	
	○	4	保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	
	○	5	特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	
コメント			■取組状況 保育の開始・変更時における保護者への説明について、入園時は重要事項説明書と園生活のしおりを用いて説明し同意を得ている。進級時は2月に次年度に向け、両資料の内容変更や追加項目を記載した文書で説明して同意を得ている。就労状況による認定変更時は市役所で説明している。保護者の理解を深めるため、持ち物はクラス別に写真を提示する工夫をしている。保育の開始・変更時の説明や個人情報の利用目的についての同意書は書面で残している。配慮が必要な保護者への説明については「日本語を母国語としない親子が利用しやすい園づくりガイドライン」を整備して対応している。 ■改善課題 重要事項説明書の苦情解決の仕組みに解決結果の公表及び外部の相談先として行政と沖縄県福祉サービス運営適正化委員会の連絡先の追記が望まれる。	
32	③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。		a
判断基準	a	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。		
	b	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。		
	c	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	
	○	2	保育所の利用が終了した後も、保育所としてこどもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。	
	○	3	保育所の利用が終了した時に、こどもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	
コメント			■取組状況 保育所等の変更における保育の継続性への配慮について、保育業務マニュアルに退所時の対応手順と引継ぎ文書を定めている。転所時は、転所先へ保育所児童保育要録を送付し、保護者や転所先からの要望に応じて引継ぎを行っている。卒園時は、就学先へ保育所児童要録の原本を送付している。転所や卒園の際には、成長の記録をアルバムにして渡すほか、園長が手渡す修了記念や卒園証、クラス担当からの手紙を贈っている。また、保育所の利用終了後は主任が問い合わせ窓口となっている。 ■改善課題 修了記念と卒園証への園の連絡先の追記に期待したい。職員の56.3％が「わからない、判断できない」と回答しており、保育の継続性に配慮した対応に関する職員への周知も期待したい。	

項　目				評価結果
Ⅲ-1-(3)　利用者満足の向上に努めている。				
33	①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。		a
判断基準	a	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。		
	b	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。		
	c	利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	(保育所)日々の保育のなかで、こどもの満足を把握するように努めている。	
	○	2	保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。	
	○	3	保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。	
		4	職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。	
	○	5	利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。	
	○	6	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	
コメント			■取組状況 利用者満足の向上に向け、送迎時やお便り帳などのSNSでこどもの満足把握に努めている。保護者はSNSを活用した匿名の意見投稿が可能である。法人による入所アンケートに加え、園独自の満足度アンケートや卒園児への利用後アンケート、個別面談、クラス懇談会、行事後アンケートで具体的な要望等の把握に努めている。主任が担当する満足度アンケートは保育内容や接遇、施設設備の清潔さ、園とのコミュニケーション等を評価項目とし、職員で検討した改善策を園だよりや掲示で公表している。ロッカー等の表記について「名前表記があると良いのでは」というSNSの意見をミーティングで検討した結果、個人情報に配慮して個人マークシールにひらがな名を追加することにし、イラスト入りの園だよりで報告・実施している。 ■改善課題 保護者会については、開園時に設置しないことが決められているが、設置の可否について保護者の意向の確認に期待したい。	

項　目				評価結果
Ⅲ-1-(4)　利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。				
34	①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。		b
判断基準	a	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。		
	b	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。		
	c	苦情解決の仕組みが確立していない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。	
	○	2	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。	
	○	3	苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	
		4	苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	
	○	5	苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。	
	○	6	苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。	
	○	7	苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。	
コメント			■取組状況 苦情解決の仕組みについて、園長を責任者、主任を受付担当者とし、第三者委員も設置して体制を整えている。苦情解決の仕組みのエントランスへの掲示や意見箱・記入カードの設置、重要事項説明書やSNSの活用により保護者へ説明している。苦情等の経過や対応策は報告書を作成し、園だよりや園内掲示で公表している。保護者アンケートの回答数を増やすため簡易フォームの導入に取り組むほか、「行事連絡を早く知りたい」という意見には、予定表や園だよりに加え玄関や保育室ドアへの掲示も行っている。 ■改善課題 苦情について受付と解決を図った記録の保管が望まれる。重要事項説明書とエントランスに掲示した苦情解決の仕組みに、外部の相談先として行政（那覇市こども教育保育課）と沖縄県福祉サービス運営適正化委員会の連絡先、及び苦情内容や対応、改善策についての公表の追記が望まれる。	

項　目				評価結果
35	②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。		b
判断基準	a	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。		
	b	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。		
	c	保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	
	○	2	保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	
	○	3	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	
コメント			■取組状況 保護者が相談や意見を述べやすい環境の整備と周知について、重要事項説明書に相談窓口や第三者委員の連絡先を記載し、エントランスには責任者や受付担当者、第三者委員を明記した苦情解決の仕組みを掲示している。。保護者からの相談には送迎時や個人面談時にクラス担任が応じ、事務所の一角を相談場所として確保している。また、保護者はSNSを活用して意見を述べることも可能となっている。 ■改善課題 重要事項説明書の相談・要望・苦情窓口（電話番号）、及び外部の相談先として行政と沖縄県福祉サービス運営適正化委員会の追記が望まれる。	
36	③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。		b
判断基準	a	保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。		
	b	保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。		
	c	保護者からの相談や意見の把握をしていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	
	○	2	意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	
	○	3	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	
	○	4	職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	
	○	5	意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。	
	○	6	対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	
コメント			■取組状況 職員は保護者が相談や意見を述べやすいよう配慮し傾聴に努めている。意見箱やアンケート、SNSを活用して意見把握に取り組んでいる。対応手順や検討・対応方法、苦情記入例等は業務マニュアルに記載され、2026年度に法人で見直している。相談や意見の内容と対応は担当者中心に職員で検討し、経過や結果を園だよりや園内掲示で報告・公表している。「こどもの写真の共有頻度を増やしてほしい」という意見に対しては、こども1人当たりの設定枚数を増やせるよう取り組んでいる。 ■改善課題 業務マニュアルは法人で見直しているが、苦情内容や対応、改善結果の公表の追記が望まれる。苦情の記入例については、施設の実状に合わせて各施設で様式を見直すことが可能とすることに期待したい。	

項　目				評価結果
Ⅲ-1-(5)　安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。				
37	①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。		b
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、こどもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。		
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、こどもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。		
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、こどもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	
	○	2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。	
	○	3	こどもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	
	○	4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	
	○	5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	
	○	6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	
コメント			■取組状況 法人の危機管理マニュアルでは責任者を園長とし、法人本部に安全委員会を設置している。事故発生時の対応マニュアルとして、「園内活動中と園外活動中の事故発生と子どもの怪我」対応フローチャートを作成し、園内へ掲示して職員に周知している。事故発生時は報告書を作成して法人へ報告し、その内容をもとに安全委員会で再発防止策を検討している。園内では毎月レスキュー安全対策委員会を開催し、ヒヤリハット等の検討を行っている。また、他園の事故を受けてカーテン等の点検を行ったほか、乳幼児突然死症候群の防止に向けた午睡時の記録作成やAED・危険予知トレーニング等の研修を実施している。年度末には安全計画を振り返り、点検項目やお散歩コースの見直しを行っている。 ■改善課題 園内でのヒヤリハット及び事故発生時や他園等で発生した事故事例を積極的に収集し、職員参画の下、発生要因の分析や再発防止に向けた検討会議の開催と議事録を整備し、職員への周知徹底が望まれる。事故報告書の様式については、事故発生の場所や内容、対応や保護者への説明・報告、再発防止の検討等、詳細に記載できるよう見直しが望まれる。運営規程18条に安全計画の策定の追記に期待したい。	

項　目				評価結果
38	②	感染症の予防や発生時におけるこどもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。		a
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時のこどもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。		
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時のこどもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。		
	c	感染症の予防策が講じられていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	
	○	2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。	
	○	3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	
	○	4	感染症の予防策が適切に講じられている。	
	○	5	感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	
	○	6	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。	
	○	7	（保育所）保護者への情報提供が適切になされている。	
コメント			■取組状況 感染症対策については法人の危機管理マニュアルで責任者を園長とし、「保育所における感染症ガイドライン」等の各種マニュアルを整備して職員に周知している。園生活のしおりで保護者へ感染症の種類や登園基準を説明するほか、年間保健計画に感染症・食中毒対策を位置付け、定期的な検体検査や研修、勉強会を実施している。園児に対しては毎朝の検温や健康観察を行い、玩具の消毒やぬいぐるみの洗濯、手洗いや手指消毒、業者による害虫駆除も毎月実施するなど、衛生管理に努めている。法人本部で毎年検討されるマニュアルは、感染症に関して2026年に改訂され変更なしと確認されている。園での感染症発生時は保護者へSNSで情報提供を行い、発生人数等をエントランスに掲示するほか那覇市の感染症週報も掲示している。	

項　目				評価結果
39	③	災害時におけるこどもの安全確保のための取組を組織的に行っている。		a
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、こどもの安全確保のための取組を組織的に行っている。		
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、こどもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。		
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、こどもの安全確保のための取組を行っていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	災害時の対応体制が決められている。	
	○	2	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。	
	○	3	こども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	
	○	4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	
	○	5	防災計画等を整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。	
コメント			■取組状況 災害時における子どもの安全確保に向け、園長を隊長とする自衛消防隊を編成し、台風や地震等の対応マニュアルや年間防災計画を整備している。毎月、火災や地震、水害等を想定した避難訓練を実施するとともに、年1回は保護者との子どもの引き渡し訓練やビル全体での訓練等を実施している。訓練時は非常持ち出し品を携行し、安否確認にはSNSを活用している。保護者には重要事項説明書で避難場所等を説明している。BCPに基づき栄養士が備蓄リストを作成し、3日分の食料やアレルギー対応食等を整備している。また、小学校区の自主防災組織準備会に主任が参加し、地域との連携に取り組んでいる。 ■改善課題 BCP作成後は、職員に周知し、定期的に研修や訓練を実施するとともに計画の見直しに期待したい。	

Ⅲ-2　福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1)　提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

40	①	保育について標準的な実施方法が文書化され、保育が提供されている。		a
判断基準	a	保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。		
	b	保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。		
	c	保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。	
	○	2	標準的な実施方法には、こどもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。	
	○	3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	
	○	4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	
	○	5	（保育所）標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。	
コメント			■取組状況 法人の業務マニュアルとして支援手順書等を文書化し、「健康診断マニュアル」等に人権尊重やプライバシー保護の姿勢を明示している。マニュアルは職員がパソコンやスマホでいつでも確認でき、採用時の研修や月1回の全体会議で閲覧して学ぶ機会を設けるなど職員への周知を図っている。全体会議ではマニュアルに沿って保育が実施されているかを確認している。実践においては、食事は子どもの好きな時間に好きな席で食べられるようにし、排泄も一人ひとりの意思を確認して対応するなど、子どもの意思を尊重した支援を行い、画一的な保育にならないよう配慮している。	

項　目				評価結果
41	②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。		a
判断基準	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。		
	b	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。		
	c	標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。	
	○	2	保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。	
	○	3	検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。	
	○	4	検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	
コメント			■取組状況 保育の標準的な実施方法は、毎年法人で検証や見直しが行われて園に提示され、さらに園でも実態に合わせて改訂されている。見直しにあたっては職員等の意見や提案が反映される仕組みとなっており、乳児保育マニュアルの排泄介助手順や沖縄の気候に配慮したお弁当会の休止時期の変更が行われた。また、事故対応や虐待防止マニュアルでは連絡体制をフローチャート化して掲示するなど、現場の意見を踏まえた適切な見直しを実施している。	

Ⅲ-2-(2)　適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

42	①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。		a
判断基準	a	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。		
	b	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。		
	c	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	指導計画作成の責任者を設置している。	
	○	2	アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	
	○	3	さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	
	○	4	(保育所)全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。	
	○	5	(保育所)こどもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。	
	○	6	計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	
	○	7	(保育所)指導計画にもとづく保育実践について、振返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。	
	○	8	支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。	
コメント			■取組状況 アセスメントに基づく指導計画策定の責任者を園長とし、作成した計画は主任や園長が決裁している。入園前面談や家庭生活記録表等から保護者の意向を確認後、各クラス担当や栄養士等の関係職員が参加して協議し、離乳食の進め方等の保護者のニーズを把握し、個別指導計画を作成している。また、支援を要する子どもについては保護者や支援員、児童デイサービスの相談員等関係機関と協議を行い、同意を得て個別支援計画を策定している。全体的な計画に基づき年間や月・週案の指導計画、安全年間計画、食育計画等が作成されている。指導計画は毎週の共有週案会議や全体月案会議で振り返りと評価を行っている。	

項　目				評価結果
43	②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。		b
判断基準	a	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。		
	b	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。		
	c	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点		1	指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	
		2	見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	
	○	3	指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	
	○	4	指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、こども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	
	○	5	（保育所）評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。	
コメント			■取組状況 定期的な指導計画の評価や見直しは、全体的な計画等を毎年3月のリーダー会議で振り返り次年度に生かしている。月案や週案も定期的な会議で実践状況を振り返り、子どもの姿を捉えて次のねらいに反映させている。緊急の変更には園外行事の雨天時対応や、登園人数に応じた異年齢合同保育で対応している。会議や支援システムでの共有を通じて評価結果を次の計画作成に結び付けている。 ■改善課題 指導計画の評価、見直しについては、見直しを行う時期や検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順の作成が望まれる。	

Ⅲ-2-(3)　福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

44	①	こどもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。		a
判断基準	a	こども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。		
	b	こども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。		
	c	こども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	こどもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。	
	○	2	個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。	
	○	3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	
	○	4	保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	
	○	5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。	
	○	6	コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。	
コメント			■取組状況 保育記録や指導計画、連絡帳等は保育業務支援システムを活用し、統一した様式で記録している。3歳未満児や支援児は個別指導計画に基づく実施記録を作成している。記録内容や書き方の差異を防ぐため、毎年全職員対象に書き方のポイントの研修を実施し、入職2年目の職員には計画書作成や記録の仕方の研修を必須として受講させている。各種記録は園長や主任、リーダー職員が確認して助言を行い、情報共有としてシステムや毎週の共有会議、全体連絡ノートのほか緊急時の法人内SNSや事務所でのチラシ掲示等の仕組みを整備している。	

項　目				評価結果
45	②	こどもに関する記録の管理体制が確立している。		b
判断基準	a	こどもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。		
	b	こどもに関する記録の管理について規程が定められ、管理が行われているが、十分ではない。		
	c	こどもに関する記録の管理について規程が定められていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	個人情報保護規程等により、こどもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	
	○	2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	
	○	3	記録管理の責任者が設置されている。	
	○	4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	
	○	5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	
	○	6	個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。	
コメント			■取組状況 　こどもの記録の管理体制は法人の個人情報管理規程に基づき、各種マニュアルや個人情報保護方針が整備されている。運営規程には記録の整備と保存年限を規定し、園長を管理責任者としている。職員に対しては新任研修での個人情報保護法の説明や誓約書の提出、年1回のコンピューター管理や SNS ガイドラインの研修を通じた漏洩対策を行っている。内部通報制度のポスター掲示で周知を図り、保護者には入園時に重要事項説明書で方針を説明して同意書を得ている。これらの取り組みにより職員は規程等を遵守し、不適正な利用や漏洩の防護に努めている。 ■改善課題 　個人情報保護方針に「情報の保管、保存」の追記と個人情報保護方針と利用目的の公表が望まれる。	

項　目				評価結果
A-1　こどもの権利擁護、こども本位の保育				
A-1-(1)　こどもの権利擁護				
46 A①	①	こどもの権利擁護に対する取組が徹底されている。		a
判断基準	a	こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。		
	b	こどもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。		
	c	こどもの権利擁護に関する取組が十分ではない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	こどもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	
	○	2	こどもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた保育が実施されている。	
	○	3	権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	
	○	4	権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	
	○	5	職員間でこどもの権利に関する研修の機会を持っている。	
コメント	■取組状況 こどもの権利擁護に向け、法人方針で「人権を大切にする保育」を掲げ、こどもの権利条約から4つの一般原則や生きる・育つ・守られる・参加する権利の保障を明示している。職員はマニュアルに基づいて、「必要以上に大声で話さない」や「シャワー時は、子どもに了解を得て服を脱がせる」等に配慮し、こどもを尊重した対応を行っている。権利侵害の防止と早期発見に向けては、不適切保育撲滅等のマニュアル作成や、毎年「人権擁護のチェックリスト」を活用したグループワークの実施、毎月の動画研修への参加に取り組んでいる。さらに、職員室に通報先を表示した内部通報制度のポスターや行政担当課等の連絡先を明示したフローチャートを配置し、エントランスには体罰禁止や児童相談所虐待対応ダイヤル189の啓発ポスターを掲示している。		

項　目				評価結果
A-2　保育内容				
A-2-(1)　全体的な計画の作成				
47 A②	①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、こどもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。		a
判断基準	a	全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、こどもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。		
	b	全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、こどもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。		
	c	全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、こどもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。	
	○	2	全体的な計画は、養護（生命の保持・情緒の安定）と教育（健康・人間関係・環境・言語・表現）の各領域を考慮して作成している。	
	○	3	全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。	
	○	4	全体的な計画は、こどもの発達過程、こどもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。	
	○	5	全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。	
	○	6	全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に活かしている。	
	○	7	全体的な計画は、幼児教育を行う施設として共有すべき事項、「育みたい資質・能力」、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮して作成している。	
コメント			■取組状況 全体的な計画は、保育所保育指針の趣旨や法人・保育園の理念、方針、目標に基づき、子どもや家庭の環境、地域の実態、保育時間等を考慮し、子どもの育ちに見通しを持って作成されている。全体的な計画の様式は法人本部で作成され、園長と主任による年度の振り返りや、各クラスおよび現場リーダーとの共有会議での協議を経て次年度の計画が作成されている。計画の策定にあたっては、幼児教育を行う施設として共有すべき資質や能力、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿のほか、養護と教育の5領域を考慮して作成されている。	

項　目				評価結果
A-2-(2)　環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開				
48 A③	①	生活にふさわしい場として、こどもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。		a
判断基準	a	生活にふさわしい場として、こどもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。		
	b	生活にふさわしい場として、こどもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。		
	c	生活にふさわしい場として、こどもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。	
	○	2	保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。	
	○	3	家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。	
	○	4	一人ひとりのこどもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。	
	○	5	食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。	
	○	6	手洗い場・トイレは、明るく清潔で、こどもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。	
コメント			■取組状況 空調設備の管理は建物全体で行われており、事務所でのエアコン調整や定期的な換気を実施するとともに、各クラスで室温を記録して適切な空気環境を維持している。また、午睡時には入眠した場所から段階的に照明を落とし、パーテーションの設置や生活音への配慮を行うことで、静かで心地よい入眠環境を整えている。衛生面においては、玩具のアルコール消毒や人形・カバー等の定期的な洗濯を行い、寝具は毎週家庭での洗濯を依頼することで清潔を保持している。家具類は角の丸い安全な形状のものを選定し、発達段階や季節、活動内容に応じてこどもの動線を妨げない配置を工夫している。保育室内はこどもの身長に合わせた棚等で区切り、絵本、パズル、ままごと、ミニカー、ブロックなど、それぞれの遊びに没頭できるコーナー保育を展開している。さらに、疲れた際や気持ちが昂った際に静かに過ごせるよう、各年齢の保育室の片隅にクッションやマットを敷いた落ち着けるスペースを設置している。遊びの時間や食事が始まるタイミングをずらすことで、遊び場、食事、午睡のスペースを十分に確保している。トイレや手洗い場、沐浴室はこどもが安全かつ利用しやすい設備を整え、一日1回以上職員が清掃を行うことで清潔な環境を保っている。	

	項　目				評価結果
49	A④	②		一人ひとりのこどもを受容し、こどもの状態に応じた保育を行っている。	a
判断基準		a		一人ひとりのこどもを受容し、こどもの状態に応じた保育を行っている。	
		b		一人ひとりのこどもを受容し、こどもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。	
		c		一人ひとりのこどもを受容し、こどもの状態に応じた保育を行っていない。	
		n		わからない、判断できない。	
着眼点		○	1	こどもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりのこどもの個人差を十分に把握し、尊重している。	
		○	2	こどもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。	
		○	3	自分を表現する力が十分でないこどもの気持ちをくみとろうとしている。	
		○	4	こどもの欲求を受けとめ、こどもの気持ちにそって適切に対応している。	
		○	5	こどもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。	
		○	6	せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。	
コメント				■取組状況 入園時には保護者から離乳食の進捗（回数・硬さ・食材等）や生活習慣の達成度、集団生活の様子を丁寧に聞き取り、児童票へ記載して職員間で共有している。日々の送迎時の会話や連絡帳、個人面談を通じ、家庭と連携しながら「その子に合わせた成長のステップ」を確認し、尊重している。保育者はこどもと接する際、しゃがんで目線を合わせ、穏やかで適度な声量で話しかけることを徹底している。こどもが泣いたり怒ったりした際もまずは否定せず気持ちを受け止め、園が心の安全基地となる信頼関係を構築している。まだ言葉で十分に表現できない乳幼児や言語発達途上のこどもに対しては、しぐさや視線、指差しから心情を汲み取り、「○○したかったんだね」と気持ちを代弁・言語化して応答している。「やりたい」「やりたくない」という主張に対しては、自分で決めるまでじっくり寄り添い、迷う子には選択肢や代替案を提示して自己決定を促している。また、ポリシーブック掲載の指標やセルフチェックを活用して保育の振り返りを行い、せかす言葉や不必要な制止を避け、一人ひとりの行動ペースを尊重した質の高い関わりを実践している。	

	項　目				評価結果
50	A⑤	③	こどもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。		a
判断基準		a	こどもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。		
		b	こどもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。		
		c	こどもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。		
		n	わからない、判断できない。		
着眼点		○	1	一人ひとりのこどもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。	
		○	2	基本的な生活習慣の習得にあたっては、こどもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。	
		○	3	基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりのこどもの主体性を尊重している。	
		○	4	一人ひとりのこどもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。	
		○	5	基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、こどもが理解できるように働きかけている。	
コメント				■取組状況 手先の器用さや発育等の発達段階に応じ、各種手順書に基づいた個別指導を行っている。トイレトレーニングや食具の移行、着脱などにおいて自立に向けたスモールステップを職員間で共有し、無理のない援助を行っている。こどもの「やってみたい」という意欲を尊重し、動作に時間がかかっても先回りせず見守っている。さらに、「できた」という達成感を得られる声かけや、玩具棚に写真やイラストで定位置表示を行うことで、主体的な片付けを促している。排泄や着替えを拒む場面では、決して強制せず、こどもが自分で決めて納得して進められるような見守りや声かけを行い、自発的な意欲を引き出している。登園時に不機嫌なこどもに対しては、静かに過ごせるスペースを確保したり、午前寝や夕方の休息を調整したりするなど、状況に応じた柔軟な日課運用でバランスを保っている。 手洗い場に保健ニュース「てあらいめいじん」を掲示し、手を洗う理由やその大切さを視覚的に伝えている。	

	項　目				評価結果
51	A⑥	④	こどもが主体的に活動できる環境を整備し、こどもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。		a
判断基準	a	こどもが主体的に活動できる環境を整備し、こどもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。			
	b	こどもが主体的に活動できる環境を整備し、こどもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。			
	c	こどもが主体的に活動できる環境の整備や、こどもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。			
	n	わからない、判断できない。			
着眼点	○	1	こどもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境（時間と空間）の配慮をしている。		
	○	2	こどもが自発性を発揮できるよう援助している。		
	○	3	遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。		
	○	4	戸外活動には、季節の移り変わりを感じることができるような視点を取り入れている。		
	○	5	生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。		
	○	6	こどもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。		
	○	7	社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。		
	○	8	身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。		
	○	9	地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。		
	○	10	様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。		
コメント	■取組状況 こどもの手が届く場所にブロックやミニカーなどの玩具を配置して自ら選べるようし、納得いくまで遊び込めるよう給食の時間を柔軟に調整している。2歳児以上のクラスでは室内スペースを柔軟に変化させ、アスレチックやサーキット遊び、鬼ごっこなどで、のびのびと身体を動かせる工夫をしている。散歩中には蝉取りや葉っぱの色の変化への気づき、草花の探索などを通して、四季折々の自然に直接触れる機会を積極的に設けている。カタツムリなどの飼育活動を通して、身近な生き物への愛着や生命への関心を深めている。感触遊びやアート活動で友だちと共に様々な素材に触れる中で、心地よさや面白さを共有し合える関係性を育んでいる。氷や絵の具、廃材、楽器などを自由に使用できるコーナーを常設し、完成度だけでなく表現のプロセスそのものを楽しめる環境を整えている。サークル活動や集団遊びでは、友だちと意見を出し合い目標に向かって協力する関わりを促している。こどもの興味や発想を尊重した関わりを行い、毎日のサークル活動でも挑戦したいアイデアを出し合いながら遊びを進めている。サークル活動や集団での表現活動を通して、友だちと意見を出し合い、目標に向かって協力する関わりを促している。ゲームや運動遊びで順番やルールが守られなかった際には、全員が楽しむ方法をこども自身が気づけるような言葉かけを行っている。卒園式（かりゆしのつどい）に自治会や近隣店舗などの地域住民を招き、お守りやマフィンを贈られるなどしてあたたかく交流する機会を設けている。 ■改善課題 今後は熱中症対策を徹底したうえで、涼しい時間帯に外気に触れる夏の取組を拡充することが期待される。				

				項　目	評価結果
52	A⑦	⑤		乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
判断基準		a		適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
		b		適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
		c		適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
		n		わからない、判断できない。	
着眼点		○	1	0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。	
		○	2	0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。	
		○	3	こどもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。	
		○	4	0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。	
		○	5	0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。	
		○	6	0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。	
コメント				■取組状況 ワンフロアでありながら他クラスとの間に壁を設置して朝夕を含めゆったり過ごせる空間を確保し、睡眠・食事・遊びのスペースを適切に区切っている。特定の保育士がオムツ替えや食事を担う育児担当制を導入し、不安な時にすぐ抱っこやスキンシップで応じることで、安心して愛着関係を育めるよう配慮している。こどもの表情から気持ちを察知して言語化し、「あー、うー」といった発声に対しても復唱や相槌で応える応答的な関わりを徹底している。音が出る玩具や口に入れられるもの、氷、鏡、緩衝材などの五感を刺激する素材を用意し、十分に遊べる環境を整えている。昇り降り、ハイハイ、つかまり立ちなどの運動発達を促しサポートするために、安全な遊具や空間構成を工夫している。入園前の面談や送迎時のやり取り、SNSを活用した連絡帳を通じて密に連絡を取り合い、個々の状況に応じた食事の進め方や睡眠時間の調整を行っている。	
53	A⑧	⑥		3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
判断基準		a		適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
		b		適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
		c		適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
		n		わからない、判断できない。	
着眼点		○	1	一人ひとりのこどもの状況に応じ、こどもが自分でしようとする気持ちを尊重している。	
		○	2	探索活動が十分に行えるような環境を整備している。	
		○	3	こどもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。	
		○	4	こどもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。	
		○	5	保育士等が、友だちとの関わりの仲立ちをしている。	
		○	6	様々な年齢のこどもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。	
		○	7	一人ひとりのこどもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。	
コメント				■取組状況 1歳児では所定の場所の理解から芽生える自主性を大切にし、着脱等を個々のペースで進めさせている。2歳児では援助の同意を得るなど、自立心を尊重した関わりを徹底している。育児担当制による愛着関係を土台とし、ままごとや積み木等のコーナー遊びに加え、小麦粉粘土や色水遊びといった多様な感触・表現遊びができる環境を整えている。感触遊びでは当初は保育者が加わって安心感を与え、没頭した段階で見守る体制へ移行するなど主体性を妨げない関わりを行っている。言葉が未熟な時期であることを踏まえ、思いを代弁して受け止めるとともに、「いや」等の主張も受容している。子ども同士の関わりでは、貸し借りや譲り合いが円滑に進むよう気持ちを代弁し、相手の思いに気づけるよう働きかけている。朝夕の時間帯やきょうだい間でのクラス行き来を通じて、異年齢の友だちや他クラスの保育者と日常的に触れ合える機会を設けている。アプリや面談を活用して成長の様子を保護者と細やかに共有している。	

	項　目				評価結果
54	A⑨	⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		a
判断基準		a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		
		b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。		
		c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。		
		n	わからない、判断できない。		
着眼点		○	1	3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。	
		○	2	4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。	
		○	3	5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりのこどもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。	
		○	4	こどもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。	
コメント				■取組状況 　全体的な計画に基づき指導計画を作成し、3歳児から5歳児までの異年齢保育を実施されている。3歳児が安心して過ごせるよう表情観察や傾聴を徹底し、コーナー保育の設置や、4・5歳児による声かけ等の関わりを通してスムーズな活動移行を支えている。 　4・5歳児を中心とした異年齢活動では、自分の力を発揮しながら、互いに協力して取り組む環境を整えている。まごとでの言葉の伝え合いや、家づくりで意見調整を重ねて完成させる経験を通して協同性を育んでいる。トラブル時は保育者がすぐ介入せず見守り、「どうしたの」と気持ちを受け止め言葉にできるよう促している。 　全18人中3人という少人数の5歳児に対し、前半は3・4歳児を支えるリーダーシップを育み、後半は就学を見据えて3・4歳児が寝ている時間を利用して5歳児同士で卒園制作に取り組み、同年代での深いつながりを育んでいる。 こどもの発達や取り組みを周知・連携するため、卒園イベント「かりゆしのつどい」を企画し、日頃の協同活動の成果や一人ひとりの成長の様子を、保護者だけでなく地域住民にも披露する機会としている。		

項　目				評価結果
55 A⑩	⑧	障がいのあるこどもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		a
判断基準	a	障がいのあるこどもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		
	b	障がいのあるこどもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。		
	c	障がいのあるこどもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	建物・設備など、障がいに応じた環境整備に配慮している。	
	○	2	障がいのあるこどもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。	
	○	3	計画に基づき、こどもの特性に応じた指導・援助を行っている。	
	○	4	こども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。	
	○	5	保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。	
	○	6	必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。	
	○	7	職員は、障がいのあるこどもの保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。	
	○	8	保育所の保護者に、障がいのあるこどもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。	
コメント			■取組状況 施設整備ではバリアフリー化やエレベーターの設置に加え、気持ちを静められるクールダウンエリアを設けている。靴箱やロッカーへの写真やイラストの掲示等、見通しを持って行動できる視覚的な配慮を行っている。新入園児面談や進級時の引継ぎに基づき個別指導計画を作成して、年4回評価・見直しを行い、日々の「発達支援個別誌」に特性に応じた具体的なねらいや援助内容を記録して段階的な成長を支えている。障害のある子がどのクラスでも好きな遊びを楽しめる環境を整えることで、異年齢や多様な子ども同士が自然に触れ合い、共に育ち合う関係性を育んでいる。保護者の同意のもと個別支援計画を作成し、モニタリングを通して家庭や児童発達支援事業所と方針を統一している。巡回指導等の専門的助言や行政研修で得た知見は月例会議で全職員へ共有し、支援スキルの向上に繋げている。行政の研修や専門家による巡回指導・モニタリングを活用して助言を受け、外部機関との方針共有を図っている。入園時には全体に対して特別な支援への取り組みを説明し、理解を得ている。 ■改善課題 クラスの月案における個別の配慮事項欄に、障がいや気になるこどもの具体的な配慮内容や周囲のこどもたちとの関わり合い、集団保育の中で共に成長している姿などをより具体的に明記していくことが期待される。		

	項　目				評価結果
56	A⑪	⑨		それぞれのこどもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
判断基準		a		それぞれのこどもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
		b		それぞれのこどもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
		c		それぞれのこどもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。	
		n		わからない、判断できない。	
着眼点		○	1	1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、こども主体の計画性をもった取組となっている。	
		○	2	家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。	
		○	3	こどもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。	
		○	4	年齢の異なるこどもが一緒に過ごすことに配慮している。	
		○	5	こどもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。	
		○	6	こどもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。	
		○	7	担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。	
コメント				■取組状況 全体的な計画において長時間・延長保育に必要な支援を定めており、お気に入りの玩具コーナーの設置や異年齢合同保育での安全確保、お迎えの遅いこどもへの心理的配慮などを明記して計画的に取り組んでいる。絵本コーナーやマットスペース、工作素材コーナーなどを配置し、こどもが友達とくつろいだり一人で静かに過ごしたりできる居場所を整えている。こまめな水分補給や休息を促すほか、夕方の疲労度に合わせてお絵描きやパズルなどの机上遊びを取り入れ、穏やかに過ごせるよう配慮している。0歳児は朝夕ともに区切られた空間で過ごし、1歳児以上は1歳児部屋に集まって異年齢でブロックやごっこ遊びを安全に楽しめるよう工夫している。18時30分に提供する補食は家庭での夕食に影響しない量や時間に設定し、誰でも安心して食べられるお菓子類を選定している。早番から遅番までの全職員が「全体連絡ノート」で日中の様子や伝達事項を共有している。連絡帳アプリや写真付きのドキュメンテーション、直接のやり取りを通して、家庭と園でこどもの様子を密に伝え合っている。	

					評価結果
57	A⑫	⑩	小学校との連携、就学を見通した計画（接続）に基づく保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。		a
判断基準	a		小学校との連携、就学を見通した計画（接続）に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。		
	b		小学校との連携、就学を見通した計画（接続）に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。		
	c		小学校との連携や就学を見通した計画（接続）、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。		
	n		わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	計画の中に小学校との接続や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。		
	○	2	こどもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。		
	○	3	保護者が、小学校以降のこどもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。		
	○	4	保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。		
	○	5	施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。		
コメント			■取組状況 全体的な計画に小学校や近隣こども園との連携を位置づけ、園児同士の合同交流や校内見学、合同研修会への参加などを通じて組織的・計画的な接続支援に取り組んでいる。5歳児が小学校を訪れて実際の授業風景を見学し、事前に学校の雰囲気や様子を体験することで、就学後の生活イメージを持たせている。授業見学に保護者が一緒に参加する機会を設け、親子で事前に学校の様子を体験することで、進学への不安を和らげて期待を高めている。「那覇市立小学校架け橋期のカリキュラム」作成やスタートカリキュラムの確認を行う合同研修に参加し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について話し合いや情報交換を行っている。保育所児童保育要録は、担任が作成した原案を保育リーダーや主任が細かく推敲し、最終的に施設長が確認・責任を持って各小学校へ送付するチェック体制を整えている。 ■改善課題 5歳児が含まれる年間カリキュラムや月案に就学を見据えた内容や実践後の保育記録の追記、5歳児の個人面談における就学に向けた相談や、卒園生の保護者を招いての座談会等、進学先小学校の情報提供を期待したい。		

項　目					評価結果
A-2-(3) 健康管理					
58	A⑬	①	こどもの健康管理を適切に行っている。		a
判断基準		a	こどもの健康管理を適切に行っている。		
		b	こどもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。		
		c	こどもの健康管理を適切に行っていない。		
		n	わからない、判断できない。		
着眼点		○	1	こどもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりのこどもの心身の健康状態を把握している。	
		○	2	こどもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。	
		○	3	こどもの保健に関する計画を作成している。	
		○	4	一人ひとりのこどもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。	
		○	5	既往症や予防接種の状況など、保護者からこどもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。	
		○	6	保護者に対し、保育所のこどもの健康に関する方針や取組を伝えている。	
		○	7	職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。	
		○	8	保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。	
コメント				■取組状況 　各種マニュアルを策定して全職員へ周知し、登降園時の検温や顔色・傷の確認、発熱時の迅速な電話・アプリ連絡体制を整えている。年間保健計画に基づき取り組みを推進し、連絡ノートを介して視診結果や既往症を全職員で共有している。予防接種等の情報は、接種時の報告依頼と毎年の児童票提出により最新に更新している。睡眠時は0歳児で5分、1・2歳児で10分間隔の体位確認を行い、健康管理簿に記録して安全を確保している。保護者には重要事項説明書で健康管理やSIDS対策を説明するほか、行政発行の保健だよりを通じた案内も行っている。	
59	A⑭	②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。		b
判断基準		a	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。		
		b	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。		
		c	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。		
		n	わからない、判断できない。		
着眼点		○	1	健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。	
		○	2	健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。	
		○	3	家庭での生活に生かされ、保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。	
コメント				■取組状況 　健康診断や歯科検診、尿検査を年2回、蟯虫検査を年1回実施し、結果は職員間で共有して共有ファイルで管理している。歯科検診にあたっては「歯科検診・歯科検診保健ガイドライン」を策定し、事前に絵本や紙芝居を活用して見通しを持たせている。検診後は歯磨きやよく噛んで食べる大切さを子どもに伝えるとともに、再検査や治療が必要な場合は保護者へ連絡して早期受診を促している。また、園内では安全面や衛生環境に配慮して歯磨きを実施しない方針を周知し、家庭での仕上げ磨きの徹底を依頼している。内科健診では事前に予防接種や発達状況、相談事項等を記入した受診票を医師が確認して所見を記載し、健診後に保護者へ返却して家庭生活に生かせるよう伝えている。 ■改善課題 　後期の歯科検診および内科健診の予定を保健計画に追記し、各検診結果を必要に応じて指導計画等に反映させること、内科健診についても同様にガイドラインを作成し、全職員へ周知したうえで実施することが望まれる。	

	項　目				評価結果
60	A⑮	③		アレルギー疾患、慢性疾患等のあるこどもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
判断基準		a		アレルギー疾患、慢性疾患等のあるこどもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	
		b		アレルギー疾患、慢性疾患等のあるこどもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。	
		c		アレルギー疾患、慢性疾患等のあるこどもについて、適切な対応を行っていない。	
		n		わからない、判断できない。	
着眼点		○	1	アレルギー疾患のあるこどもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(H23年厚労省通知)をもとに、こどもの状況に応じた適切な対応を行っている。	
		○	2	慢性疾患等のあるこどもに対して、医師の指示のもと、こどもの状況に応じた適切な対応を行っている。	
		○	3	保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。	
		○	4	食事の提供等において、他のこどもたちとの相違に配慮している。	
		○	5	職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。	
		○	6	他のこどもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。	
コメント				■取組状況 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき、保護者へ生活管理指導表の提出を依頼し、医師の指示書に従った安全な除去食や健康管理マニュアルに沿った食事の提供や服用対応を行っている。また、喘息でり気管支拡張テープを使用するこどもに対し手は、貼り付け部位やテープ名を登園時に確認するマニュアルを整備し、保護者および職員間で周知徹底している。また、アナフィラキシー発症の懸念があるこどもに対しては、医師の指示に基づく適切な投薬体制を整えている。入園時は食事・健康調査票で状態を細かく把握し、「入園のしおり」や重要事項説明書を活用して対応方針を保護者へ説明している。アレルギー食を提供する際は専用トレーで色分けを行い、本人に理由を分かりやすく伝えるとともに、他のこどもたちにも説明することで、互いのアレルギーへの理解を深めている。他のこどもにも説明して互いのアレルギーへの理解を深めている。エピペン使用方法や誤嚥対応の園外研修を受講し、月1回の全体会議で最新の知見や対応技術、アレルギー児の状況を共有して職員全体のスキル向上を図っている。	

項　目				評価結果
A-2-(4)　食事				
61	A⑯	①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
判断基準		a	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	
		b	食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。	
		c	食事を楽しむことができる工夫をしていない。	
		n	わからない、判断できない。	
着眼点		○	1	食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
		○	2	こどもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
		○	3	こどもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
		○	4	食器の材質や形などに配慮している。
		○	5	個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
		○	6	食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
		○	7	こどもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
		○	8	こどもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。
コメント				■取組状況 全体的な計画と食育年間計画に基づき、「食と健康」「食と人間関係」等5つの視点から計画的な食育を推進している。日課やテーブル配置を工夫し、0～2歳児は個別の空腹時間に合わせ摂取量を配膳し、3歳児以上は食事の量を担任と調整し、好きなテーブルで友達と楽しく食べる環境を整えている。足が届くよう椅子にマットを挟む等の配慮を行い、使いやすさと食べやすさを実感できる食器の材質・形・重さを選定し、3歳未満児クラスにおける職員補助用スプーンの形状にも工夫を凝らし年齢に合った食具を取り入れることで自立を促している。保育士の温かい声かけで「自分で食べたい」意欲を尊重して援助し、苦手な食材や食わず嫌いに対して、こどもと相談しながら「挑戦してみよう」と思えるような言葉かけを行っている。調理室から出る野菜の皮や切れ端に直接触れ、ままごとの材料や小動物の餌として活用し、命の繋がりや食文化への関心を育んでいる。日々の取り組みは給食だよりや写真掲示、使用調味料（味噌や塩、ごま油等）を開示したレシピの公表を通し、家庭へ細やかに発信している。

項　目				評価結果
62 A⑰	②	こどもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。		a
判断基準	a	こどもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。		
	b	こどもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。		
	c	こどもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	一人ひとりのこどもの発育状況や体調等を考慮した献立・調理の工夫をしている。	
	○	2	こどもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。	
	○	3	残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。	
	○	4	季節感のある献立となるよう配慮している。	
	○	5	地域の食文化や行事食などを取り入れている。	
	○	6	調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、こどもたちの話を聞いたりする機会を設けている。	
	○	7	衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。	
コメント			■取組状況 入園時に保護者へ食材進捗票の提出を依頼し、アレルギーを含めた未摂取食材の確認を行って安全な給食を提供している。また、園独自の離乳食マニュアルに沿って中期から完了期へきめ細やかに移行させている。乳児から2歳児クラスにおいて、調理室が設定した必要量を配膳したうえで、クラス担任がこども一人ひとりの実際の摂取量や好みを把握し、家庭と情報共有している。検食や残食の量から分析した結果を法人給食会議で共有して、味付けや調理法の改善つなげている。タケノコやゴーヤーなどの旬の野菜、スイカやみかん等の季節の果物を積極的に取り入れている。ひな祭りのちらし寿司やクリスマスのポテトサラダツリーなどの行事食に加え、沖縄のクーブイリチーや北海道のザンギといった全国の郷土料理や世界各国の料理を月1回提供し食への関心を広げている。栄養士や調理員が保育室を巡回し、こどもの食べ具合や食事の様子を直接観察している。衛生管理体制の確立と適切なお取り扱いにおいては、大量調理施設衛生管理マニュアル等に準拠した独自マニュアルを整備し、「加熱・冷却・消毒記録・衛生管理点検表」を作成・運用している。調理員を含む全職員の定期的な検便の実施、徹底した手洗い、中心温度をはじめとする食材の温度管理記録を厳格に行っている。 ■改善課題 食事の巡回を通じて得た気づきを生かした栄養士・調理員による食育のさらなる取り組みや、旬の野菜・果物の積極的な導入、ならびに沖縄の郷土料理の提供機会をより増やしていくことが期待される。	

項　目				評価結果
A-3　子育て支援				
A-3-(1)　家庭との緊密な連携				
63 A⑱	①	こどもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。		a
判断基準	a	こどもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。		
	b	こどもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。		
	c	こどもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。	
	○	2	保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。	
	○	3	様々な機会を活用して、保護者とこどもの成長を共有できるよう支援をしている。	
	○	4	家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。	
コメント			■取組状況 家庭との情報交換として、送迎時の会話やSNSでの連絡事項や各種だよりの配信により園やクラスの状況を伝えている。0～2歳児は連絡帳、SNSで園での様子を毎日伝え、3～5歳児はドキュメンテーションの玄関掲示やSNSへの掲載を行っている。年1回のクラス懇談会では親子で作品作りを楽しむ機会を設け、園全体でのスポーツによる交流も行っている。定期的に離乳食体験等の支援を企画し、園での様子の写真を保育システムで購入できるよう支援している。エントランスには、「こども家庭支援センター、ファミリーサポートセンター、病児保育」等が記載された子育て応援ガイド、食事のメニューや年間行事予定表等が掲示され情報提供している。 今回の第三者評価、保護者アンケートでは、質問項目22のうち「職員の対応は信頼できるか」や「プライバシーを守ってくれるか」等、11項目で100％「はい」と高評価を得ている。	

項　目				評価結果
A-3-⑵保護者等の支援				
64 A⑲	①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。		b
判断基準	a	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。		
	b	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。		
	c	保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。	
	○	2	保護者等からの相談に応じる体制がある。	
	○	3	保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。	
	○	4	保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。	
		5	相談内容を適切に記録している。	
	○	6	相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。	
コメント			■取組状況 保護者が安心して子育てができる支援として、送迎時のコミュニケーションや連絡帳で様子を伝え合い信頼関係を築くよう努めている。報告、連絡、相談マニュアルを整備し保護者からの相談に応じる体制を構築し、エントランスには意見箱を設置している。「オムツがまだ取れない」等の子育ての相談は、保育日誌や職員連絡ノートに記載して担当職員に伝え、周囲に配慮し事務室で対応することや希望日時に合わせた個別面談も行っている。定額利用サービスや備品の活用による手ぶら登園の支援やベビーカー等の置き場も確保し、保護者からの相談に対応できるよう園長や主幹から助言を受けられる体制を整えている。 ■改善課題 保護者等から受けた相談内容（口頭や電話、文書等）は、相談・苦情対応報告書に記録することが望まれる。	

項　目				評価結果
65 A⑳	②	家庭での不適切な養育（虐待）等の疑いのあるこどもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。		a
判断基準	a	家庭での不適切な養育（虐待）等の疑いのあるこどもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。		
	b	家庭での不適切な養育（虐待）等の疑いのあるこどもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。		
	c	家庭での不適切な養育（虐待）等の疑いのあるこどもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	不適切な養育（虐待）等の兆候を見逃さないように、こどもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。	
	○	2	不適切な養育（虐待）等の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。	
	○	3	不適切な養育（虐待）等となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。	
	○	4	職員に対して、不適切な養育（虐待）等が疑われるこどもの状態や行動などをはじめ、不適切な養育（虐待）等に関する理解を促すための取組を行っている。	
	○	5	児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。	
	○	6	不適切な養育（虐待）等を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。	
	○	7	マニュアルにもとづく職員研修を実施している。	
コメント			■取組状況 不適切な養育の早期発見と防止に向けて職員は、登降園時のこどもの表情や衣類、身体の汚れ、傷跡、かみつき行為の増加等、心身の変化を見逃さないよう努めている。疑いがある場合は主任や園長へ報告して園内での情報の共有及び対応策を検討し、必要な場合には、市のこども家庭センターへ通報している。また、福祉サービス事業者などの関係機関からの情報収集や保護者との面談を行い、市と調整して土曜日保育の利用につなげる等、保護者の負担軽減を図っている。マニュアル整備やフローチャートの掲示、職員勉強会を実施し、発見時は、マニュアルに沿って対応している。	

項　目				評価結果
A-4 保育の質の向上				
A-4-(1)　保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)				
66 A⑳	①		保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
判断基準	a		保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	
	b		保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。	
	c		保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）に取り組んでいない。	
	n		わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。	
	○	2	自己評価にあたっては、こどもの活動やその結果だけでなく、こどもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。	
	○	3	保育士等の自己評価を、定期的に行っている。	
	○	4	保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。	
	○	5	保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。	
	○	6	保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。	
コメント			■取組状況 主体的な振り返りと専門性向上に向け、「学び」「養護」「環境」「保育者」に関する「保育の振り返り指針」を作成している。年1回、保育環境評価スケールに基づき毎年3項目を選定し評価を実施し、グループ協議や全体会議での検討を経て改善結果をSNSで公表している。保育士は年間目標の設定と年2回の振り返りや園長面談でスキルアップや保育実践の向上につなげている。指導計画月案では子どもへの支援と自身の保育を振り返るほか、実践中も2歳児部屋の棚を外して広く多目的に過ごせるよう改善している。	

項　目				評価結果
A-4-⑵ こどもへの不適切な関わりの防止等				
67 A㉒	①	こどもに対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。		a
判断基準	a	こどもに対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。		
	b	こどもに対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。		
	c	こどもに対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	不適切な関わりの防止の視点から、職員体制の見直し等の検討・取組を行っている。	
	○	2	不適切な関わりの防止について、具体的な例を示し職員に徹底している。	
	○	3	会議等で取り上げる等により、不適切な関わりが行われていないことを確認している。	
	○	4	不適切な関わりの防止について、具体的な例を示して、園児に周知している。	
	○	5	不適切な関わりなどの届出・通告制度について対応マニュアルを整備し、研修会等で職員に周知・理解をはかっている。	
	○	6	不適切な関わりがあった場合の対応方法等を明文化している。	
コメント			■取組状況 不適切な関わりの防止と早期発見に向け、マニュアルやフローチャートを整備している。職員室には、「内部通報制度」のポスターを掲示し、通報制度等の周知を図っている。育児担当制の導入や支援員の配置等、労働環境の整備に努め、研修や職員会議で不適切な関わりが行われていないことを確認している。保育者としての所作目標やセルフチェック等を意識し、「無言で対応しない」、「必要以上の大声で話さない」、「禁止語、命令語は使わない」等の言葉かけに努めている。ワンフロアの保育室は、クラスの仕切りも低く、職員のこどもへの対応が見える状態にあり、職員とこどもの穏やかな関わりが展開されている。	